

随 意 契 約 理 由 書

件 名	豊中市立高川複合施設非常用放送設備緊急工事
契 約 の 相 手 方	西田電気株式会社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号
随 意 契 約 理 由	本工事は、豊中市立高川複合施設に設置されている非常用放送設備（コンピューター）が故障し修理不能なため、更新を行うものです。 当該設備は複合施設のため、消防法に基づき非常用放送設備の設置が義務付けられたものであり、これが故障しているため至急取替を行うものです。 つきましては、当該施設を直近で工事をしており、当該設備を熟知しており、早期納入及び改修作業など早急な対応が可能である西田電気株式会社と、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号により、随意契約の締結を行うものです。
備 考	